

事務連絡  
令和2年6月17日

各 

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局）・民生主管部（局） 御中

各都道府県私立学校主管部（局） 御中

各都道府県教育委員会 御中

各都道府県防災担当部局 御中

厚生労働省

医政局 経済課  
医薬・生活衛生局 総務課  
子ども家庭局 総務課 少子化総合対策室  
子ども家庭局 保育課  
子ども家庭局 家庭福祉課  
子ども家庭局 子育て支援課  
子ども家庭局 母子保健課  
社会・援護局 保護課  
社会・援護局 福祉基盤課  
社会・援護局 障害保健福祉部 企画課  
社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課  
老健局 総務課 認知症施策推進室  
老健局 高齢者支援課  
老健局 振興課  
老健局 老人保健課

文部科学省

初等中等教育局 幼児教育課  
初等中等教育局 健康教育・食育課

内閣府

政策統括官（防災担当）付参事官（事業継続担当）

新型コロナウイルスに関連した感染症の発生に伴う手指消毒用エタノールの  
医療機関、高齢者施設等向けの購入専用サイトの周知について

厚生労働行政について、平素より多大なご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

手指消毒用エタノールについては、「新型コロナウイルスに関連した感染症の発生に伴う手指消毒用エタノールの優先供給について」及び「新型コロナウイルスに関連した感染症の発生に伴う手指消毒用エタノールの優先供給について（改定）」（令和2年3月13日付け及び令和2年4月15日付け厚生労働省医政局経済課等関係各課事務連絡）（以下「事務連絡」という。）により、優先供給を行ってきたところです。

今般、手指消毒用エタノールの医療機関、高齢者施設等（薬局、障害者支援施設等（医療的ケアを必要とする児童等を支援する事業所等を含む。）、児童福祉施設等、幼稚園を含む。以下同じ。）向けの購入専用サイト（以下「専用サイト」という。）の運用が開始され、今後の医療機関、高齢者施設等向けの優先供給については、専用サイトを通じて行うこととしております（各自治体等において一括購入される場合は、別途エクセル表を活用いただく形式としております）。

各自治体等におかれましては、専用サイトについて、必要に応じて再度周知をお願いします。

また、今後、本格的な出水期を迎え、自然災害対策に万全を期す必要があることから、各自治体における災害等への備蓄目的で同サイトを活用いただくことも差し支えありません。

なお、本事務連絡は、地方自治法第245条の4（技術的な助言）に基づくものです。

注）登録用サイトのURLについては、不特定多数のアクセスを防ぐため、本事務連絡とは別に御連絡いたします。

**【問合せ先】**

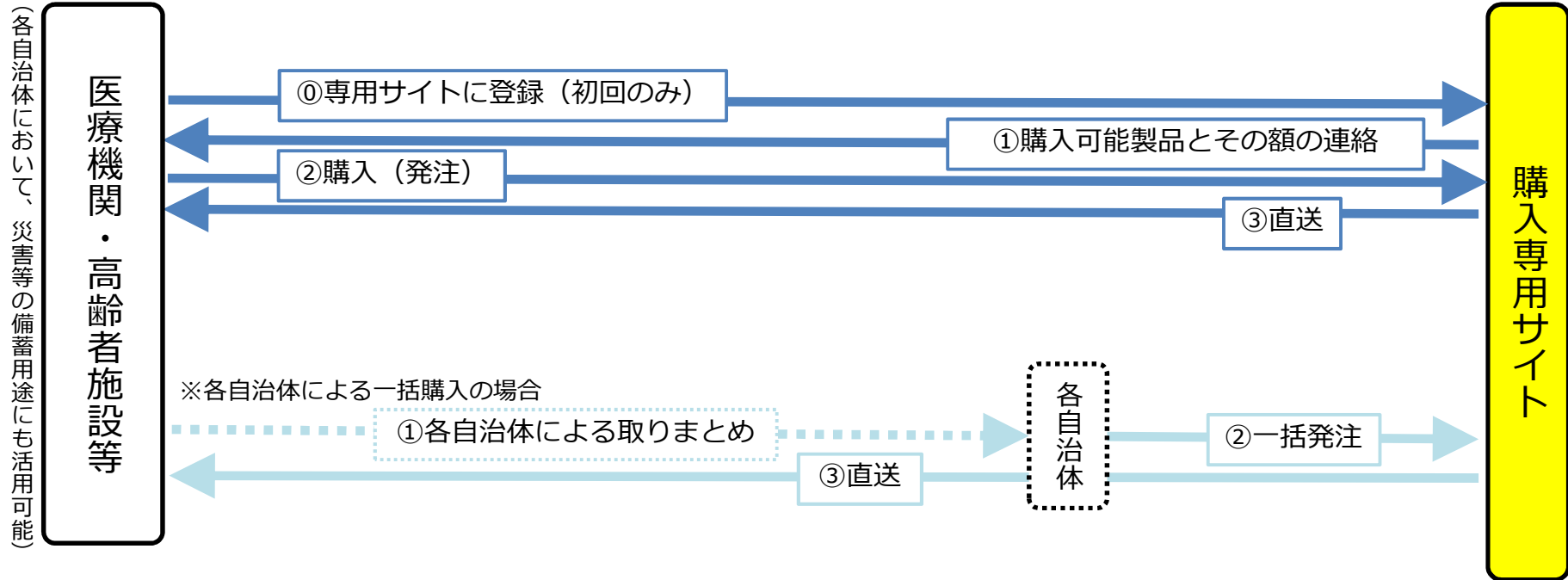
厚生労働省新型コロナウイルス対策本部  
医薬品等物資班

TEL：03(5253)1111（内線 8138）

03(3595)3509（夜間直通）

メール：[shoudokuyaku@mh.lw.go.jp](mailto:shoudokuyaku@mh.lw.go.jp)

# 6月以降の手指消毒用エタノールの斡旋の仕組み ～各施設が直接オンライン購入できる仕組みに～



(これまでの斡旋の仕組み)

